

(平成21年7月1日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岡山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

3 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 2 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年4月から47年11月までの期間及び52年10月から53年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年4月から47年11月まで
② 昭和52年10月から53年3月まで

昭和47年2月に結婚したのを契機に、父親から「これからは自分で国民年金保険料を納付しなさい」と言われ、国民年金手帳をもらった。申立期間①については、父親が私の国民年金保険料を納付してくれていたと思う。

申立期間②については、その当時、転居を繰り返したが、転居の都度住民票の異動手続はしていたと思う。国民年金の住所変更手続や保険料の納付については、はっきりとした記憶は無いが納付していたと思うので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金への加入手続を行い、保険料を納付していたとする申立人の父親は既に死亡しており、申立期間における申立人の国民年金の加入状況及び国民年金保険料の納付状況は不明である。

また、申立人が保管している国民年金手帳が昭和47年10月21日付けで発行されていること及び社会保険事務所が保管する申立期間当時の国民年金手帳記号番号払出簿から、申立人の父親が47年10月ごろに申立人の国民年金の加入手続を行い、申立人は、20歳に到達した43年4月にさかのぼって強制被保険者として国民年金被保険者資格を取得したものと推認できるが、国民年金の加入手続が行われた47年10月時点では、申立期間の一部（昭和43年4月から45年6月まで）の国民年金保険料は特例納付によるほかは時効により納付できないものであるが、申立人は、特例納付についての記憶も無く、申立人

の父親からも特例納付による納付状況について聞いていない。

さらに、申立人は、申立期間②について、「国民年金に係る住所変更手続や保険料の納付は行っていなかったかもしれない」とするなど、申立人の申立期間②当時の国民年金に関する住所変更手続や保険料納付についての記憶は曖昧である上、申立期間②当時に居住していた市を管轄する社会保険事務所への台帳移管も昭和53年11月になってから行われていることが確認でき、住所変更に伴う国民年金の手続が適正に行われていなかった状況がうかがえる。

加えて、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無く、周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 18 年 8 月から 20 年 5 月まで
亡くなった主人は、昭和 18 年 8 月に A 社に事務職員として入社し、すぐに現地の B 社に勤務した。昭和 36 年 5 月 8 日付けで A 社が交付した在外地在職証明書があり、申立期間について、主人の厚生年金保険の加入記録がないのは納得できない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する A 社が交付した「在外地在職証明書」から、申立人が申立期間において、B 社に勤務したことを推認することはできる。

しかしながら、A 社は、「在外地在職証明書に、『B 社は A 社の旧当社関係会社』との記載があり、B 社は別会社であると考えられる。」と回答しており、A 社が保管する昭和 20 年前後の厚生年金保険被保険者資格の取得者及びその喪失者に係る名簿 (台帳) にも申立人の記録が無かったと供述している。

また、社会保険事務局は、厚生年金保険法上、「日本国内にある法人事業所であれば、必然的に厚生年金保険法の適用を受ける。」との解釈から、「在外地に所在する事業所は、厚生年金保険の適用事業所にならず、本社が日本国内にある事業所において、在外地の支店などに勤務する者についても、厚生年金保険に加入することはできなかった。」と説明している。

さらに、申立人は、同僚の氏名等について記憶が無いとしていることから、同僚等からの証言が得られなかった。

なお、社会保険事務所が管理する A 社に係る健康保険厚生年金保険被

保険者名簿に、申立人の記録は無く、申立期間に係る厚生年金保険の整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書などの資料は無い上、申立内容に係る事実を推認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 1 月から同年 4 月まで
私は、昭和 44 年 1 月 10 日から 45 年 5 月 4 日までの間、A（船舶所有者はB氏）に乗船していた。当時、Aに、船長のC氏、私の息子のDなど計5人が乗船していた。申立期間について船員保険に加入していたと思うので、調査していただきたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所有する関東海運局長が発行した船員手帳の「雇入契約関係」の記録から、申立人が船舶所有者のB氏が所有するAに乗船していたことは確認できるものの、社会保険事務局が保管するAに係る船員保険被保険者名簿には、申立人の船員保険被保険者資格の取得年月日は昭和 44 年 5 月 1 日と記録されており、一緒に乗船していたと申立てをしている申立人の息子も申立人と同一日で同資格の取得日が記録されている。

また、社会保険事務所の記録から、申立人は、昭和 36 年 4 月から 44 年 4 月までは国民年金に加入しており、当該期間の保険料をすべて納付していることが確認できる。

さらに、申立人の息子は、「当時、Aの経営は厳しい状態であったので、船員保険の加入手続きが遅れたのではないか。」と証言しており、申立人も、当時、船主のB氏は倒産寸前の状態だったと述べている。

加えて、当該船員保険被保険者名簿に、申立期間において申立人の記録は無く、船員保険の整理番号に欠番も無い。

このほか、船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書などの資料は無い上、申立内容に係る事実を推認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業

主により給与から控除されていたものと認めることはできない。